

特116
863

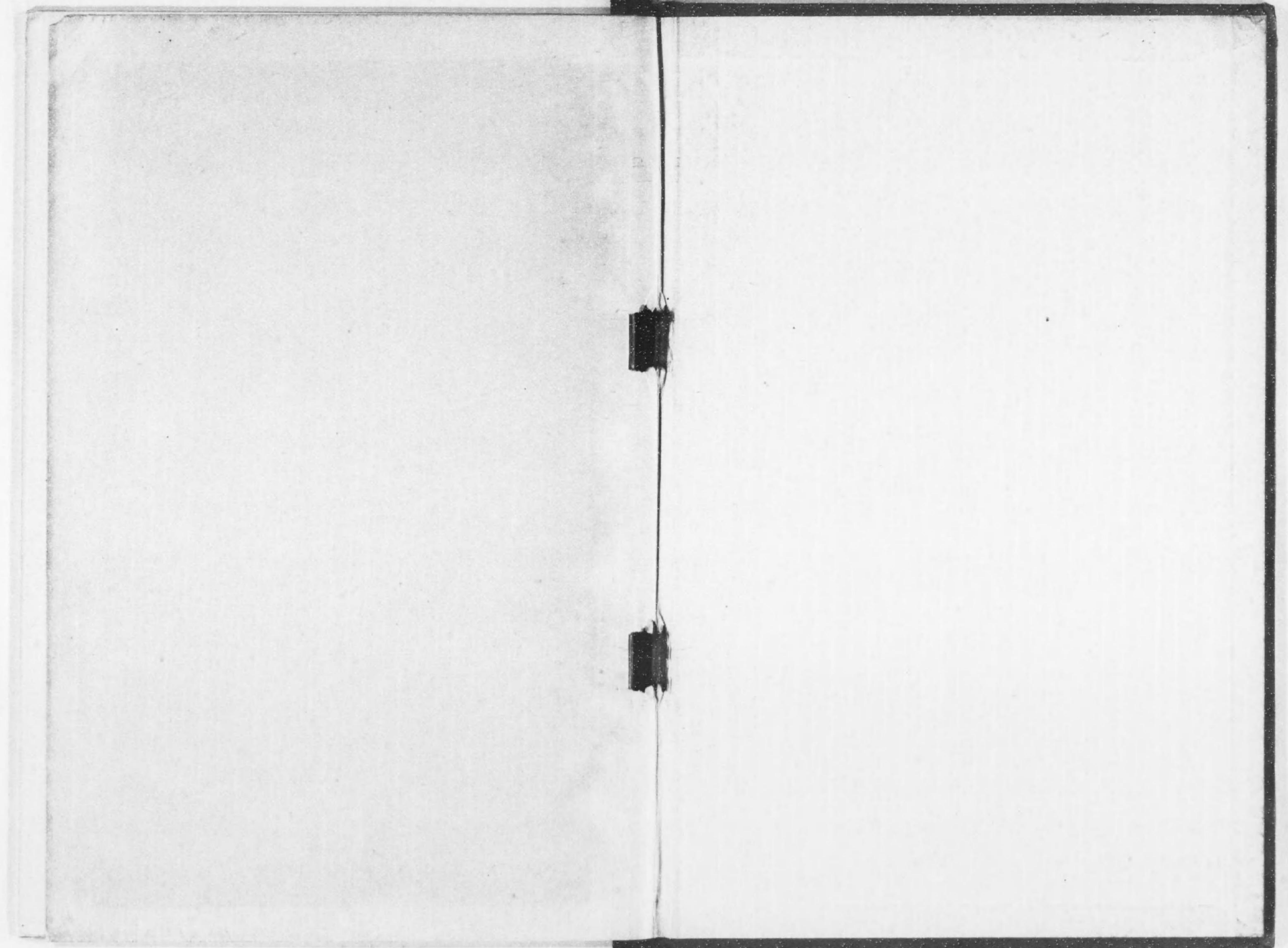
次朝相撲沿革



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

始





特116
863



本朝相撲沿革

大正
11. 11. 27
内交

拔

山

菅原朝臣為功書



信濃國鎮座國幣
中社諏訪神社
建御名方命



野見宿禰ノ像



武田信玄ノ像



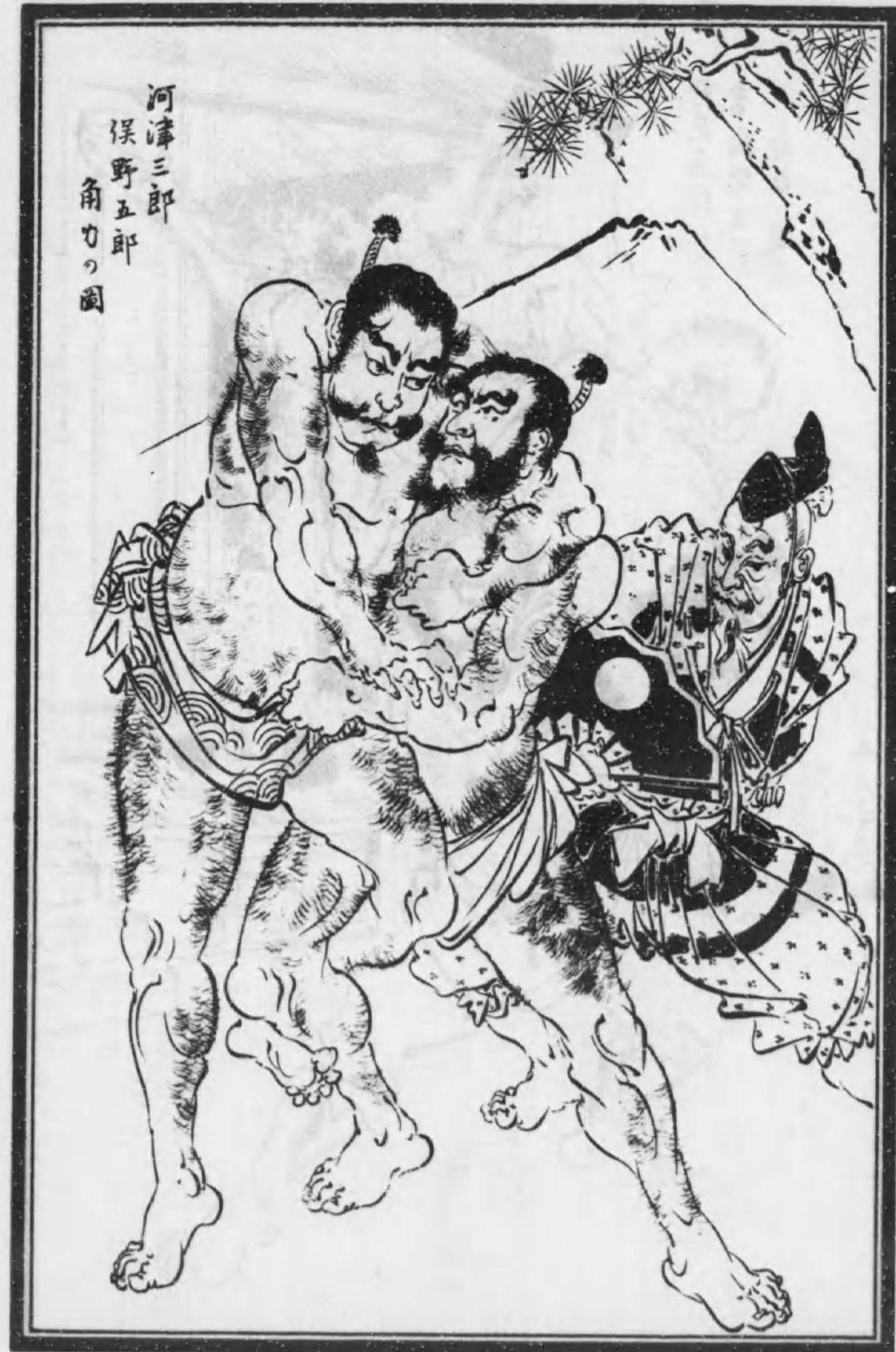
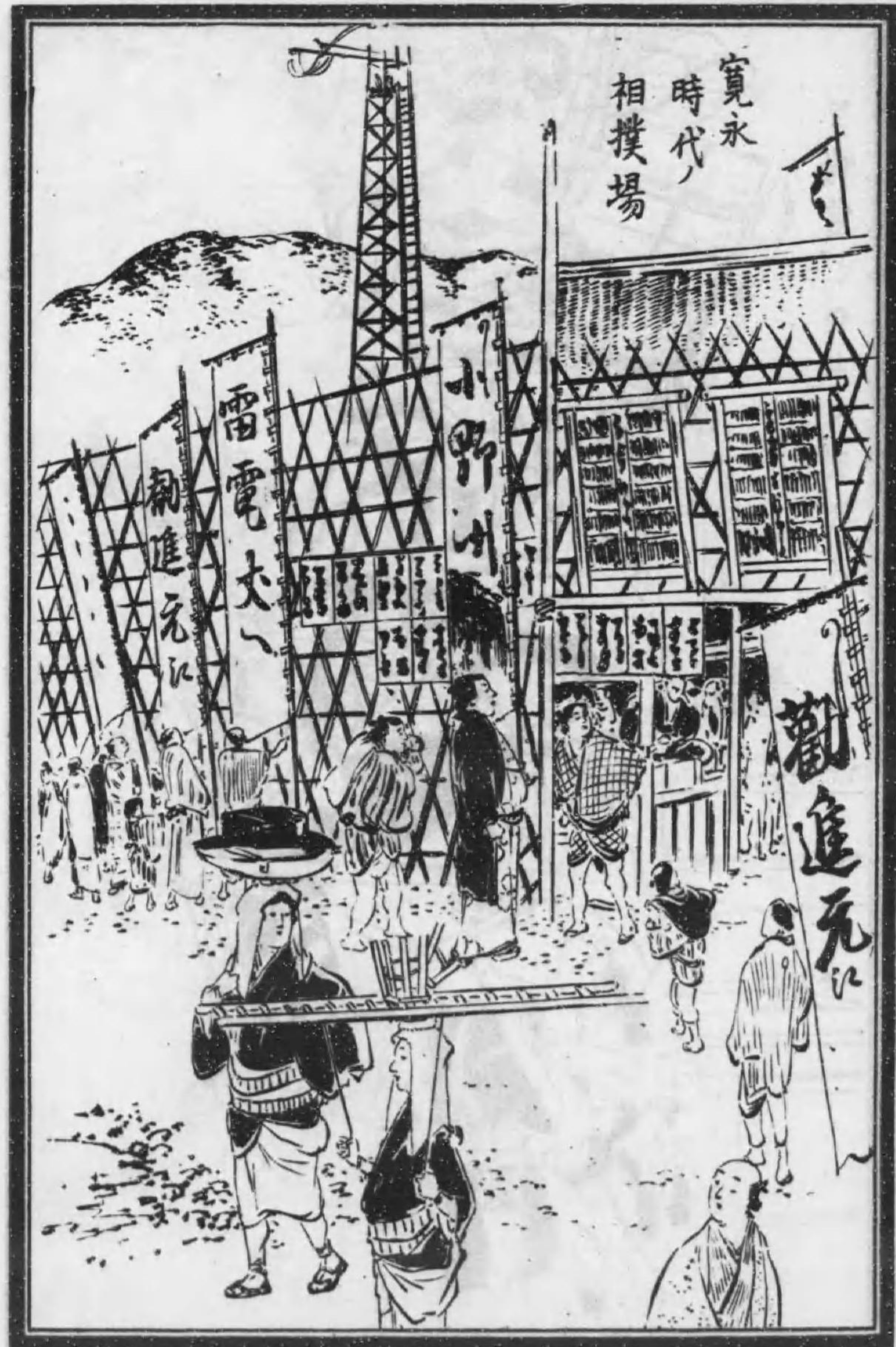
從五位下吉田追風肖像



志賀清林、姿

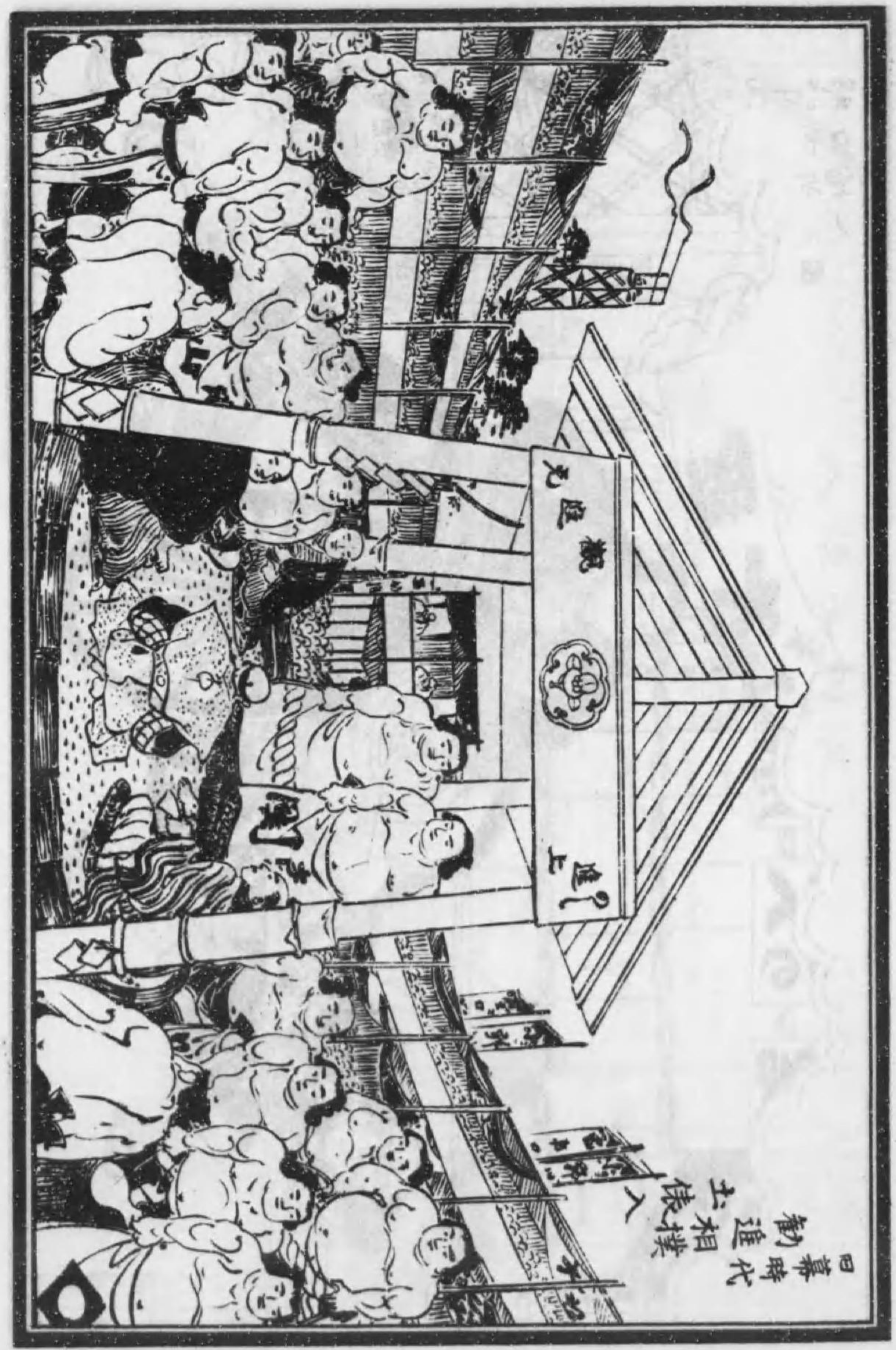








旧幕时代力士の場所入



日幕時代
勸進相撲
土俵入



雷電爲右工門ノ手形 実物大キヤ
巾六寸



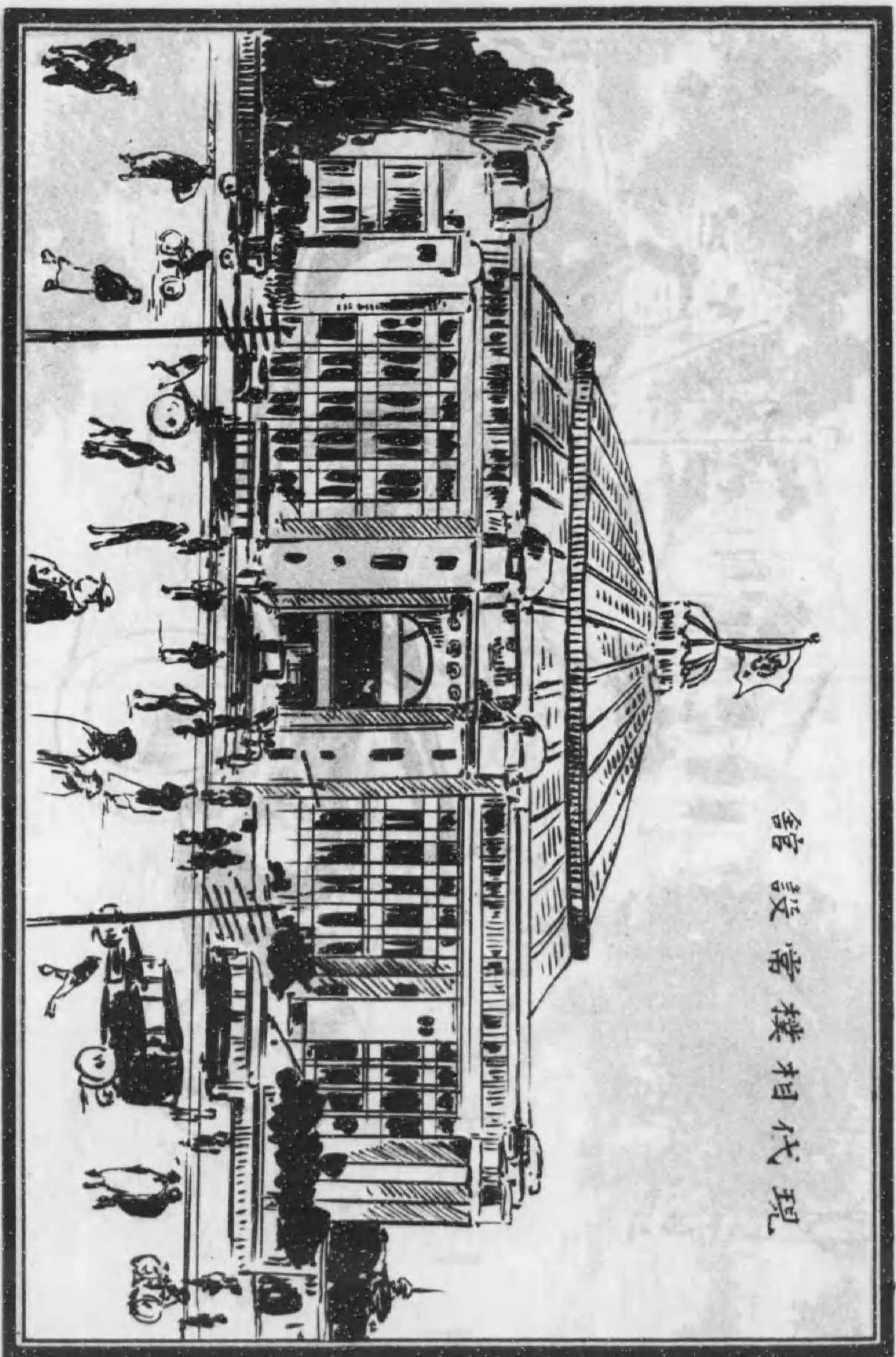
現代
力士組

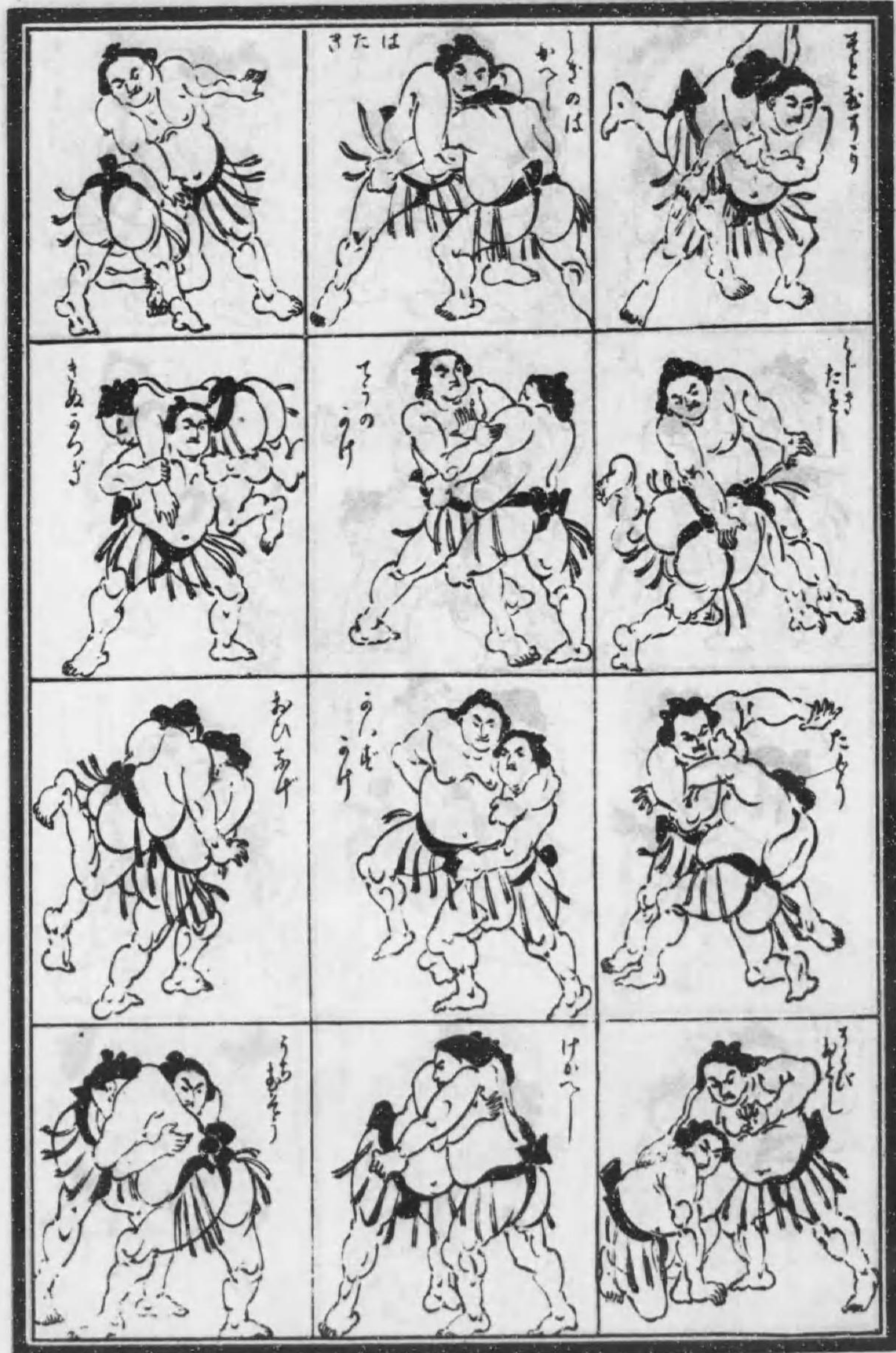


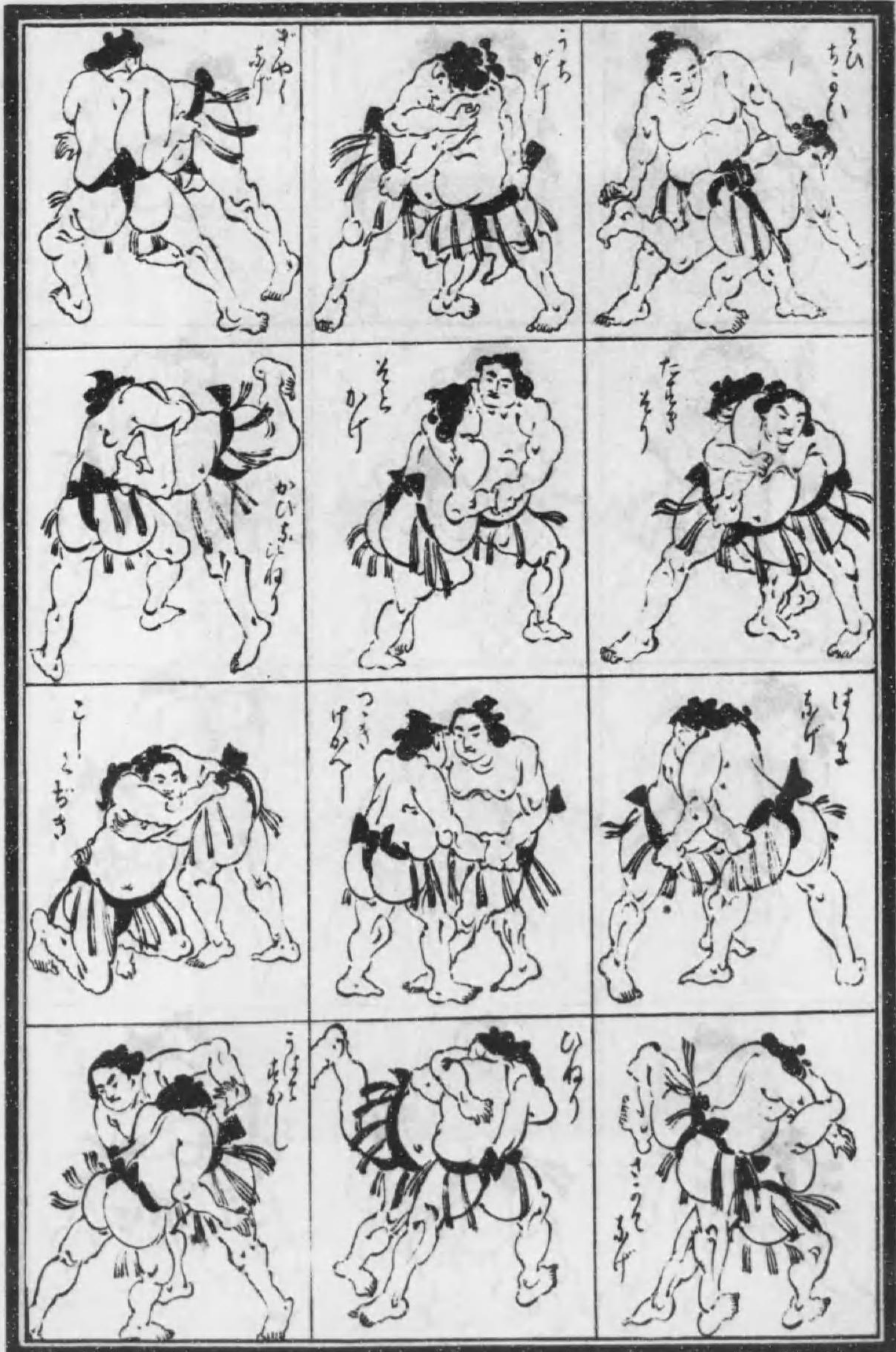
白真子肥太工門ノ力持



館設常樓相代現









功爲條五 爵子





吉 胸 矢 の 一



那 次 直 林 虎



那 一 清 絨 耕



吉 養 峰 の 華



耶次 磯又 猫



德種 角見 者筆作者



耶太三 興 緋若



堂 實七 田 吉 者筆附番

此度接奉御一定、自年来の御報
恩として門人共、勤勞に不厭、身命
送御用、お勤勞に不厭、身命
此度接奉御一定、自年来の御報
恩として門人共、勤勞に不厭、身命
送御用、お勤勞に不厭、身命
此度接奉御一定、自年来の御報
恩として門人共、勤勞に不厭、身命
送御用、お勤勞に不厭、身命

大原九衛門督殿
御役所印
相模頭取中

其方共儀當御時世に
存勤
王之志神妙之至候
御用之節、若任差圖
早々可馳考候事

廣 應 元 年
正月
力士中

序

撲扱の術たる廣く人類の通技なりと雖も本邦相撲の
世界に冠たる所以のものに三あり。即ち取り組んで相
ひ撲することその一なり。智あり仁あり勇あり義あり
以て人格の陶冶に資するものその二なり。國民の元氣
を旺盛ならしめこれを廢頽に救ふものその三なり。宜
なる哉國技の名あることや。神代史以來の沿革と君民
共樂の事實とに鑑み國技尊重の至情禁すること能はざ
るものあり。依つてこれが序をつくる。

大正十一年九月

石川日出鶴丸

相撲力士の心得

何人も禮儀作法の大切なるは今更に謂ふまでもなき事なるが力士としてこの心得も亦中々に正しきものあり力士の土俵へ上りチリを切り手を打ちて之を左右に開き後水を呑みて口中を清め次に取組を終へて行司より勝負の判決と共に名のりを受くるまでは一言も發すること能はざるなり又江戸力士の徳川時代より明治初年頃まで幕の内關取分の諸國巡業の際は兩刀を帯び道中の折は馬又は籠に乗りて往復せしも夫より以下の力士は越前ござにさんどう笠をまこひて道中せしものなり又仲間の規則として江戸にては三段目に昇進するまで上方力士にては給金六兩取りに昇進するまでは何れも羽織を着足袋を用ふる事能はざるのみならず煙草を吸

ふ事すら許さゞりき又力士が己れの力を自慢して他を罵り大酒を飲
 他に暴害を加ふるなどの事ある時は如何に強力者として斯界に惜しき力
 士なりとも親方より其場にて破門を命じたるものなり又江戸に於て關取
 分のなき部屋の力士は本場所興行中はたき出し場所へ三度の食事を食べ
 通ひせざるべからず此時必ず一刀を帯びて入場し其帯びざるものは入
 口に於て差し止め入場を禁じられたるものなり。

本書 主 目

- 一、角力の起原……………一
- 二、天 覽 相 撲 (自天皇第十一代垂仁天皇
 至天皇第百二十二代今上天皇)……………二
- 三、頼朝公の御前相撲と故事……………一六
- 四、相撲の花道と三役の由緒……………二三
- 五、秀吉公の上覽相撲……………二五
- 六、相撲番附の由來……………二九
- 七、土俵の由緒……………三一
- 八、相撲取組の儀式……………三四
- 九、相撲四十八手の定め……………三六
- 一〇、櫓太鼓の起り……………三八

- 一一、横綱の始め……………三九
- 一二、勸進相撲の由来（附、名高き頭取）……………四〇
- 一三、白真弓肥太右衛門の傳……………五三
- 一四、名高き田舎相撲……………五八
- 一、式内羽咋神社の相撲……………五八
- 二、越中魚津神明神社の相撲……………六五
- 三、陸中盛岡の相撲……………六六
- 四、伊勢甲山の草刈相撲……………六八
- 五、羽前國三吉大明神の由緒……………六九
- 一五、北國の名物力持……………六九

挿 繪 (自寛永年間) 二十一枚
 附 (自寛永年間) 二十八枚
 (至大正年間)

本朝相撲沿革

角力の起原



抑々角力の起りは天笠にて釋迦牟尼佛の悉達太子にお
 はせし時御父淨飯王の御代に母泉宮に於て武を講ずる
 を樂しみとして牛をあつめ角と角とをせり合ひさせ勝
 負をあらそふを角力と名づけたりと云へ天笠はさて
 置き日の本の神代にては鹿島神と諏訪神との力くらべ

あそばせし事古事記にくわしくしるしあり建御雷神
御名方神角力を取り給ふ時手力雄命拍手を打ち力足
をふみ天の磐戸を千里の外になげ給ふこれ力神の祖神
なり。

二、天覽相撲

人皇第十一代垂仁天皇の御代に（七年七月七日）大和國
當麻の里に蹴速と云へる士ありて其力量非凡にして能
く角をとりくたき鐵砲をも引き伸ぶ然れども性暴慢に

して人々深く之をにくみ朝廷に奏し勅を奉じ彼に抗す
べき力量すぐれたるものをもとめけるに出雲國に野見
宿禰といへる強力無双の士あり長尾市をつかはし之を
めさせければ宿禰は召に應じ大和國磯城郡纏向都にい
たり禁庭に於て蹴速と力を競べしに宿禰が力勝ければ
蹴速を目八分までさし上げて投げつけ助骨をこなみじ
んに打ちくたき其場に於て相はてしを天皇叡感あらせ
給ひ蹴速の領地を悉く宿禰に給はれり宿禰は天穗日
命十四世の孫にしてのちの菅原道真公は其子孫なりさ

れば相撲のことは代々菅家此れを掌ることになれり
現貴族院議員子爵五條爲功氏は菅家の正裔なり。

野見宿禰の墓地は當時は播磨の國揖保郡日下部里立野在土師村にありとも云ひ又一説には出雲國にありと傳へられて何れか確ならず。

人皇十二代景行天皇の朝より第三十五代舒明天皇の朝に至るまで二十三朝の間叡覽の儀史上に絶えて記されざれども中に第十七代履仲天皇の御宇に鷲住といへる強力者の角力ありし事は判然なり第三十六代皇極天皇の御宇蕃客饗宴の爲め角力あり第三十七代より

第三十九代まで以上四朝に角力ありたりと雖も史上に見えず第四十一代文武天皇白鳳十一年七月一日角力あり之を第二の叡覽角力とす第四十二代持統天皇の御宇九年五月九日に角力行はれたり之を第三の叡覽の角力とすかくて是まで角力天覽の時期に定例あらざりしが第四十三代文武天皇始めて七日を以て節日と定めさせ給ひたり而れども其儀禮の式勝負の法等に至りては尙一定の規則なかりき第四十四代第四十五代は史上に見えず第四十六代聖武天皇天平六年七月七日

始めて三回勸覽あらせられたりこの時近江の國の住人
志賀清林といへる者ありき斯道に精通せるを以て朝廷
用ゐて相撲行司官とし角力者をして一つに其指揮に従
はしめらる是に於て清林深く思考し四十八手の法を定
め又儀禮を整備し勝負の判別分毫をもあやまらず是よ
り後其儀禮に従はず又其判決によらざるものはしりぞ
けて之を土角力と稱し相撲と區別するにいたれり 第
四十七代より第四十九代まで史上に見當らず 第五十
一代桓武天皇の延暦十二年七月七日天皇馬埒殿に出御

角力勸覽あらせられ是より後は恒例とし名づけて相撲
節會と稱し典儀に列せしめ給ひぬ其後四度天覽の角力
行はる 第五十二代平城天皇大同二年七月七日より兩
度の勸覽あらせらる 第五十三代嵯峨天皇の御宇洛西
嵯峨の里に假皇居御造營の折一里四方取かこみ其中央
に外宮内宮の兩社及春日神社八幡宮住吉神社の五社を
まつらせ給ひて毎年九月九日に五穀豊穰の祭事には必
らず角力勸覽あらせ給ふ此時薄時弘と稱して其骨格力
量何れも非凡の士あり故ありて官を辭し嵯峨の奥に住

居せしが餘り強勇にて相手なき爲め我が力量の程試し
見る事の叶ざるを悲しみ居たりし折柄九月九日の五社
の祭日と相成朝廷の角力節會に召し出されければ時弘
大に喜び上洛せり時の行司は滋賀清林にして片屋の力
士は肥前の國の住人神崎恒世と云へる勇士にして色飽
まで黒く胸鬚左右に生ひしけり片屋の幕を押し分けて
進み出たる有様は傳へ聞く蜀の玄德の弟關羽吳の會に
趣き魏の曹操を伴ひ魯肅平伏して仰ぎ見ること能はざ
りしも斯くやと思はれき時弘は我のぞむ相手なりと靜

に出で力足踏み鳴らし進みたり行司に立ちし清林は團
扇かざして中に立ち最とも大切の角力なりとこぶしを
握りかたずを呑んで控へたり時に双方清く仕切り立ち
上りやや暫くせり合ひしが恒世如何したりけん上手を
取つてよはみ腰となりければ時弘得たりと前に引き付
大地へドツトばかり投付たり恒世大にせき上げ時弘の
手を取りて今一番と望みければ心得たりと又もたがひ
に祕術をつくしせり合しが此時恒世左を差しあうんの
力を全身に注ぎみぢんになれよとすくひ投を打ちたり

かくのごとくさうほうとりわけ
如此 双方取分にして時弘先の勝なれば最手頭と名づ
け恒世を最手脇と定む(今の 大關關脇之なり)其後嵯峨
御所は 人皇五十七代清和天皇の御代より眞言宗にし
て大學寺と號を改め今にいたりて古義派の大本山大學
寺之なり 第五十四代淳和天皇天長三年七月七日の角
力を十六日に改め給ふ之は御國忌をさくるなりこの外
數度叡覽あり 第五十五代仁明天皇天長十年七月七日
叡覽あり 其後數度あり 第五十六代文德天皇天安二
年七月二十一日叡覽あり 第五十七代清和天皇貞觀三

ねん ぐわつ ちちえいらん そのご すうど
年六月二十八日叡覽あり其後數度あり 第五十八代陽
成天皇元慶元年七月二十七日叡覽あり其後數度あり
第五十九代光孝天皇仁和八年七月二十九日叡覽あり其
後數度あり 第六十代宇多天皇寛平七年七月七日に叡
覽あり其後數度あり 第六十一代醍醐天皇延喜二十年
七月二十一日叡覽あり其後九回あり 第六十一代朱雀
天皇承平二年七月二十九日叡覽あり其後十回あり 第
六十三代村上皇天曆元年七月二十九日叡覽あり其
外内取をみそなはせ給ふ事數度あり 第六十四代冷泉

天皇てんのう 第六十五代圓融天皇だいろんゆうてんのう 第六十六代花山天皇はいくわさんてんのうは判明めいせず 第六十一代一條天皇いちじょうてんのう正曆三年七月二十七日しやうりやくねんしちがつにち 叡覽えいらんあり其後内取拔出そのごうちどりぬきだしめしあひすうご 召合數度あり 第六十八代三條天皇さんじょうてんのう長和二年七月二十一日ながわねんしちがつにちせちゑ 節會行はる内取召合せ數度あり 第六十九代後一條天皇ごいちじょうてんのう寬仁三年七月二十五日くわんにんねんしちがつにちせちゑ 節會行はる内取召合せ等數度あり 第七十代後朱雀天皇ごじゅうしちてんのう 第七十一代後冷泉天皇ごじゅういちてんのう 第七十二代後三條天皇ごじゅうにてんのうは判明めいせず 第七十三代白川天皇しらかわてんのう承曆四年七月二十七日じやうりやくねんしちがつにちせちゑ 節會行はれ召合拔出めしあひぬきだし 叡覽えいらんし給ふ 第七十四代堀河天皇ほりかわてんのう

皇寬治二年七月二十五日かうくわんぢねんしちがつにちせちゑ 節會行はる其外數度あり 第七十五代鳥羽天皇とりばてんのう永元年七月七日えいげんねんしちがつにちせちゑ 節會行はれ其後數度行はる 第七十六代崇徳天皇すかむつてんのうは判明はんめいせず 第七十七代近衛天皇ちかべてんのう天養二年七月二十七日てんやうねんしちがつにちせちゑ 節會行はれんとせしむ 會たまま天變ありて停止ていしせらる 第七十八代後白河天皇しろかわてんのう 保元三年六月十九日ほげんねんしちがつにちせちゑ 節會行はる 第七十九代二條天皇にじょうてんのう 第八十代六條天皇ろくじょうてんのう兩朝三十年間りやうしやうてんしやうてんねんかんは停めて行はれざりしが藤原通憲ふぢはらみちのりぎ議して之を復活ふくくわつせり 第八十一代高倉天皇たかくらてんのう 承安四年七月二十五日じやうあんねんしちがつにちせちゑ 節會行はる其外數度あり以上

は承安年中しやうあんねんちゆうまで禁廷きんていにて舉行きやかうあ在らせられたる儀式ぎしきにして所謂いはゆるすまふのせちる相撲節會まふのせちるなり之これは其實そのじつ武力ぶりよくの簡擇かんちやくなりし事はこと仁にん明天皇みやうてんのうの勅語ちよくごに於おいても明あきらかなり其上そのうへ深ふかき理由りゆうのあるあればこそ紫雲しうんの上うへの節儀せつぎ典禮てんれいとはなりしなり其故そのゆゑに神しん祇ぎにも用もちゐて神明しんめいを祭まつれり即すなはち住吉神社すみよしじんしや春日神社かすがじんしや加茂神社かものじんしや松尾神社まつおほはらのじんしや大原野神社おほはらのかみうめみやじんしや梅ノ宮神社うめのみやじんしや八幡宮祭日やっぴんぐうさいじつには必かならず相撲行すもうおこなはれたり保元ほげん以來らいてんか天下あさは麻ごの如ごとくみたれて行おこなはれざりき 第八十三代だいご後鳥羽天皇ごてんのうの朝相撲てうすまふの節會せちるを御叡慮ごえいりよにかけさせられ文治四年ぶんぢねんに古代こだいの司志賀清林つかさしがせいりんの

遺法ゐほふを傳授でんじゆせるものを周あまねく訪たづね在あらせられし越前ゑちぜんの國くにに吉田家次よしだ いへつぐと申まをす浪人相撲らうにんすまふの道みちに委くわしく相聞あひきこえ早速さつそく都みやこへ召めされ御尋おたづねあり清林せいりんの後あとを學まなびし趣おもひ申まを上げ獅子しし王わうの御おうちにはにて行司相勤ぎやうじあひつごめぶんごのかみじゆう豊後守ぶんごのまもり從五位下じゆうご追風おひかせとたまはる相撲すまふに二流りうなき御印おしるしに一味清風みきよかせと申まをす御おうちわたまはり相撲行司すまふぎやうじ司つかさの家いへと相定あひさだめらる 第百六代だいおほ正ただ親町天皇おほなりんのう永祿元年えいりくねんに相撲叡覽まふのえいらん在あらせられたり以來いらい六百むも餘年よねんの間あひだ戦雲せんうん漲みなぎりて蒼々そうくたる晴色せいしよくを見る能あたはず從したがつて天覽てんらんの角力すもうも行おこなはれず慶應年中けいおうねんちゆう徳川とくせん十五代將軍だいじやうぐんけい慶喜けいき

公武治の非理をさととり大政奉還始めて泰平の明治となり十七年三月十日芝離宮に於て大帝明治天皇勅覽あらせられたり。

大正十一年三月英國皇太子殿下御來朝に際し徳川公爵邸に於て天覽角力を舉行し台覽に供したるは吾國有史以來未曾有の光榮と云ふべきなり。

三、頼朝公の御前相撲と故事

人皇八十一代高倉天皇安元二年神無月伊豆國領主兵衛

の尉源頼朝伊豆に起り平家追討の折柄士卒軍馬を勇ましめんと伊豆國赤澤山柏峠の平地にて終日狩獵を催されたり其時數多の武者をして角力はせしに股野五郎景久十番餘も勝續けしかば行司にたちし土井次郎兼平は軍扇さつと押し開きヤレ勝れたり股野殿我れ今二十歳若くんば君と一番角力取りて御大將の慰みにもと思へどもと云へば股野は大口あけてからくと打笑ひ總て角力は年によらざるもの願はくは一番取て御大將の慰みに備へんと申しければ土井は由なき事を申した

りと座中を屹度見廻し夫に控へたるは河津の三郎祐安
ならん所詮お相手にはなるまじけれと我に代つて股野
殿のお相手頼むと申しければ(河津は土井の甥なれば)
ハツト答へて立上り狩場装束かなぐりすて草摺取て芝
原へ投付悠然と歩み出で力足をふみならし股野目掛け
て進み阿吽の呼吸一體にエイヤツと取組みしも河津は
小兵故大兵肥満なる股野は河津を取て目より高く差上
げ今此處へ投げんか彼處へ捨てんかと思ふ内に河津は
日頃角力の上手なれば股野の首筋しつかと抱へ足をし

がらみに掛け後へドツと倒したり依て今の世までも内
がらみを俗に河津一本掛けと云ひ傳ふるなり。

この股野五郎景久の後は平家に随ひ北國合戦に篠原に於て討死せしものなり子孫景家股野作右衛門尉は野合丹波守の家臣となり後兄弟共丹波國桑田郡池尻村に住み醫師となる又土井次郎兼平子孫は越中國新川郡弓庄館に城を築き天正五年三月十七日陥落し其子孫は同郡淺生村に於ける土肥庄左衛門是なり。

鎌倉なる源頼朝の館へ關東八ヶ國に双びなき大力
長居と云へる相撲來りて曰く當時此の長居に手向ふべ
き人あるべからず只畠山庄司次郎ばかりぞ心憎し夫
とてもたやすくは争か働かすべきと詞を放つていひけ
り頼朝之を妬ましく思しける折節重忠來りたり白き水

干かんに葛袴くつばかまき黄きなる衣ころもを着きたりける侍所さむらひどころには大小だいせうみやう名な轟しと居ゐならびたる中なかを分わけて座上ざじやうにすわりたり大將たいしやう頼朝よりとも尙なは近ちかく進すすめよとありけれ共畏どもかしこまりてはべりけり其時そのとき頼朝よりとも仰おほせけるに抑そもくそくか足下しよまうに所望まをを申まをさんと思おもふが定さだめて不精ふしやうにやあらん然しかし只ただに止やまんも忍しのび難がたしと思おもひ煩はづらひたりと宣のたまへば重忠しげたやす直なほくと居直ゐなほりて君きみの御大事おんだいじ何なににても争いで仔細しさいを申まをすべきと云いひけるに大將たいしやう殊ことの外ほか御悦およろこび給たまひ其庭そのにはに長居ながゐめが参まゐりて關東くわんとう八ヶ國こくに双ならびなしと自負じふして足下そくかと手足てあしを望のぞみつるを妬ねたましく覺おぼゆれば頼朝よりともな

りと出いで、試こころみばやと思おもへども取とりわけ重忠しげたやすを望のぞむなり試こころみよと宣のたまひければ重忠しげたやす存外ぞんぐわい氣けに思おもひて畏かしこまりて言こと葉はなし大將たいしやう又またさればこそ是これは身みながらも非愛ひあいのことなり但たゞし我所望わがしよまう此ことの事ことにありと宣のたまへり時ときに重忠しげたやす閑所かんしよに行ゆきてくゝりし烏帽ゑぼし子しかけて出いでにけり長居ながゐは庭にはの床どこに尻しりかけて居ゐけるが直すくと立たちて犢鼻ふんぞし褌しかきてねり出いでければ畠山はたけやまは寄合よりあはせたりけるに長居ながゐ畠山はたけやまが小首こくびを強つよくうつて袴はかまの前まへとしを取とらんとしけるを畠山はたけやまは長居ながゐが左さ右ゆうの肩かたをひしと押おさへて近ちかづけず暫しばらく經へたりければ梶原景

時はいまは事ことがら御覽ごらんなりぬらん是これにて置おかせ給たまひか
しと申まをしければ頼朝争よりともいでか此このまゝ止やむべき勝負しやうぶある
べしと宣のたまひける言葉ことばの下したより畠山はたけやまは長居ながゐを尻居しりゐに押お
すゑたり長居ながゐ氣息絶いききたえて足あしをふみそらしければ人々立ひとぐた
ち寄り押よおし屈かめて昇出かづいだしけり重忠しげたは座ざに歸かへりて一言ごんも
言いはずして出いでにけり長居ながゐは此時肩このときかたの骨碎ほねくだけて不具者ふぐしや
となりて相撲すまふは取り得とざりきと重忠しげたは實じつに武力ぶりよくと云いひ
又角力またすまふの達人たつじんと云いふべし。

四、相撲すまふの花道はなみち及び大關關脇おほせきせきわき小結こむすび
三役やくに對たいする授賞じゆしやうの由緒ゆいしよ

古代こ代だいは近江あふみの國くにを中央ちうあうとして西國さいこくより募つる力士りきしを西にしの
方かたと名附なづけ東國とうこくより募つる力士りきしを東ひがしの方かたと名附なづく東ひがしより
出でる者ものは頭かしらにあをいの花はなをさし西にしより出でる者ものは夕顔ゆふがほの
花はなをさし其東西そのとうざいよりの出入道でいりみちを花道はなみちと名づけたるなり
昔志賀清林むかしがせいりんの代だいには一番強ばんつよき者ものを最手頭ほてがしらと云いひ二番目ばんめ
の者ものを最手脇ほてわきと云いひ三番目ばんめの者ものを最手役ほてやくと定さだめたり是これ

いま おほせきせきわきこむすび
今の大關關脇小結なり。

にんのう だいあふぎ まちてんのう みよ てんしやう ねんう だいじんおだ のおなが
人皇百六代正親町天皇の御代天正三年右大臣織田信長
こうあふみ あ ぶちしやうごぞうえい
公近江安土城御造營のみぎり軍馬の勞を休めんとて上
らんすまふ もよほ
覽角力を催されたり其時宮居眼左衛門圓正寺源七百濟
じ おほじかを じかどう はじ
寺大鹿小鹿等を始めとし勝者あらば五百石の所領を與
へんと國中へ高札を立てければ力量勝れし者我も我も
と集まり來り此處をはれよと角力を取りけり然るに日
ほんむさう よ
本無双と呼ばれたる眼左衛門なれば一番も負を取らざ
りければ御大將信長公は御機嫌のあまり伏見の住人嶋

だき ない めいろう しげごう にんばり おんもちゆみ がんざ ゑもん
田喜内と銘打ちたる重藤五人張の御持弓を眼左衛門に
つる ゑんしやうじげん つい や く だらじ おほしか たま これ
弦は圓正寺源七に壹對の矢は白濟寺大鹿に賜はる之三
やく はじ じらいこんにち いた おほせきせきわきこむすび かつち
役の始めなり爾來今日に至るとも大關關脇小結の勝た
る力士へ弓つる矢を與へる事となれり。

五、秀吉公の上覽相撲

にんのう だいご みづのをてんのう みよ たちばなさんこのしやうげんひでよしこうじやう
人皇百八代後水尾天皇の御代立花左近將監秀吉公上
らん
覽ありたる折毛谷村六助の相撲の事蹟を記さんに六助
は豊前の國勝山の領彦山のふもとの毛谷村の産にして

孝心あつき徳によつて武藝力量さぶかりし勇士なりければ立花左近將監宗虎卿六助を召抱へんと深く御懇望ありけるに六助我と角力を取り勝たる人に奉公せんと申しける時しも關白豊臣秀吉公九州御征伐の折柄にて勝山の城に於て角力御上覽の事となり日本國中にて力量勝れたるもの三十六人を選び出し前後の順を國分して立合せけり左の順序に角力せしものなり。

京極 近江守 家臣 佐々木九郎兵衛 長東 大内藏 家臣 家所 帶刀
堀尾 吉晴 家臣 澤四良右衛門 細川 越中守 家臣 澤村才八郎

蜂須賀阿波守家臣 樋口内藏之助 田中兵部家臣 宮川 土佐
増田右衛門尉家臣 山川 帶刀 大友 豊後守 家臣 吉廣善兵衛
宮部 式少輔 家臣 友田右衛門 結城 三河守 家臣 梶原美濃守
片桐市正且元家臣 日比喜右衛門 小早川 隆景 家臣 比良田八助
吉川 駿河守 家臣 生石 中務 小西 攝津守 家臣 高島 軍平
三好 中納言 家臣 白井備後守 大和 大納言 家臣 天野源右衛門
鍋島 加賀守 家臣 伊佐平豊前 石田治部少輔家臣 太山 伯耆
浮田 中納言 家臣 花房助右衛門 前田 肥前守 家臣 山崎勝兵衛
脇坂中務太夫家臣 脇澤 舍人 黒田 甲斐守 家臣 母里太兵衛

加藤左馬之助家臣 塙 團右衛門 福島左門家臣 可兒 才藏
蒲生飛驒守家臣 横山 喜内 福島左門家臣 桂 市兵衛
堀 左衛門家臣 春日 兵庫 田中兵部家臣 渡邊勘兵衛
淺野彈正家臣 龜田 大隅 毛利中納言家臣 松浦 伯耆
生駒雅樂頭家臣 生駒 要八 大谷刑部家臣 淺湯 吾助
筒井伊賀守家臣 飯田三郎太郎 長曾我部家臣 中内源兵衛
池田輝政家臣 片桐半左衛門 加藤清正家臣 木村 又藏
右之内加藤主計頭清正の郎等木村又藏は骨太にして大
強勇の武士なり六助互に勝負を決せんと秘術をつく

しもみ合しが豪勇無双の六助も三十餘番の角力に勢ひ
つかれければ新車の又藏すかさず土俵の中へ組伏せた
り是によつて六助は加藤清正の臣となり名を貴田孫兵
衛宗治と名乗り朝鮮征伐の時比類なきはたらきをなし
名を和漢に轟かしたり。

六、相撲番附の始め

人皇百九代明正天皇の御宇寛永元年の頃都の地に於
て仁王仁太夫と申す大力無双の力士ありけり誰とて

勝つ者なかりしに其頃江戸に於て明石志賀之助と云へ
る大力士あり此事時の關白の知る處となり一歳都に召
され其後見役として朋友の夢の市良兵衛と云へる俠客
同道す翌日明石と仁王との取組となり其時市良兵衛曰
くヤヨ志賀之助殿今日の相撲は我が一代の晴相撲なり
若し負けなば汝を殺して我も即座に死なん志賀之助曰
く我れ仁王にをくれを取らば土俵を去らずと申しける
早や双方念入に立合ひ必死とせり合ひしに角力早業の
達人なれば仁王を取て見事土俵の中へ投げつけたり夫

より志賀之助を日之下開山と名附其後仁王仁太夫も江
戸に行き志賀之助を東の大關に仁王仁太夫は西の大關
として四ツ谷鹽町八幡宮境内にて晴天六日間の勸進相
撲舉行せり角力番附は此時始めて作られしものなりと

七、土俵の由緒

昔は確實なる土俵見あたらす相手方を押しつぶし或ひ
はよりたはし双方折重なりて上となりたるものを勝と
定めしものなり天正の頃都の地に於て始めて土俵を築

きさて其制度を定められたり。

土俵の高さは一尺五寸とし三間四方に柱を立て之を四本柱と稱し東の柱は青絹西の柱は白絹南の柱は赤絹北の柱は黒絹にて巻き之を柱巻と稱す四方にて十二間とせるは東西南北を春夏秋冬の四季とし即ち十二ヶ月を表はしたるものなり四本柱は廣目天王增長天王多聞天王持國天王の四王にかたどり柱と柱との間に土俵七俵づゝを伏せ四方にて總計二十八俵とせしは天の二十八宿を意味せるなり内部の丸土俵は十六俵にして丸の直

徑は一丈三尺東の方及び西の方共中央の各二俵を除きて一道を開き此所を二字口と稱す二字口を東西に定めしは東は陽西は陰即ち陰陽和順の理なり土俵の總數三十六俵は天長地久地理法劍相撲人三十六人を司とるなり内土俵は佛道外角土俵は儒道中央に幣束を建てるは神道にして神儒佛三道を象とるなり北は極陰なるを以て角力に於ては北の柱を役柱といふ角力は陽氣相爭ふもの故怪我等のなき様水引幕を張るは白赤黄の絹を北の柱より巻き始め又北の柱に巻き納む北は水徳を司

るを以て之を水引幕と稱するなり。
角力場の式は御幣七本造は其四本は四天王と定め一本
は天照大御神と定め一本は八幡幣と定め又一本は其
日の災難除の摩利支天と定めしは事實なり。

八、相撲取組の儀式

始めは東方の力士を呼揚げ次に西方の力士を呼揚げ双
方土俵に上り塵を切り兩力士手打ち手を開けはおほい
の散と申して其時已に正一位の位となる夫より双方東

西に別れ水を呑むはまつこの水なり東西の柱につるし
ある白紙を取り口を清め其白紙を八ツ折に致して柱の
もとへたてるは我が身の上のまもり本尊と定め其場に
て死亡の場合は法名と定めしものなり双方力士取組決
死の場合打所悪しき爲め其場に於て死亡すとも双方よ
り何等事情の申立ては出来ざるなり死亡者は一時土俵
の中へ埋め置き其日の役割角力取終りたる後土中より
掘り出し力士一同集まり神式に葬るを正式なりとせり

九、相撲四十八手の定め

頭を以て推すを反と云ひ手を以てするを捻と云ひ腰を以てするを投と云ひ足を以てするを掛と云ふ其一手毎に各十二手に別れ合して四十八手となる即ち左の如し

反十二手

面そり。居反。寄そり。撞木そり。掛そり。傳そり。

一寸そり。

鳴の入首。きばしゆ。腕そり。折そり。きね被。

掛十二手

二足掛。一本掛。内掛。外掛。手斧掛。あをり掛。呼掛。渡掛。手操掛。掛もたれ。水掛。傳掛。合掌捻。肩透。外無双。内無双。

捻十二手

突落。逆捻。折。引落。出捻。引。上手投。下手投。頭捻。片手。擧。倉。握。下矢倉。上矢倉。下矢倉。

寄より投なげ出だし投なげ
 狸腹たぬきのはらなげ投なげ八や柄がら投なげ
 十二まがいて紛手
 鳴首かもくびちが違ひ向むこ附づき
 逆さか附づき鳴羽しぎのは返がへし

絹きぬかつぎ。 どんほ返がへし
 水みづ車ぐるま立たち眼がん
 猿さるの一ひと飛とび 夢ゆめの枕まくら
 居ゐ眼がん 磯いその波なみ枕まくら

一〇、櫓太鼓の起り

昔むかし京都きやうと千本せんぼん通とほり上あが松林まつばやしの北野神社境内きたのじんしやけいだいに於おいて五穀こく豊穰ほうじやうの祭事さいじに諸國しよこくより力士りきしを集あつめ角力すまふを催もよほしけりこの

時とき高座かうざを設まうけ太鼓たいこを打うちて各地かくちより集あつりたる力士りきしに報ほうじたり之これ櫓太鼓やぐらだいこの始はじめなりと又一また説せつには北野神社きたのじんしやにあらす紫宸殿ししんでんにて行おこなはれたりとも記しるしあり後世こうせ太鼓たいこの打うち方かたを天下てんか泰平たいへい五穀こく豊穰ほうじやうと打うつと傳つたふるも又また右五穀みぎこく豊穰ほうじやうの祭禮さいらいより始はじまりしによるなりとも云いふ。

一一、横綱の始め

人皇にんのう五十三代だい嵯峨さあが天皇てんのうの御宇ぎやう弘仁二年こうにんねん九月十三日ぐわつにちつ津つの國住くにすみの江えの里住さとすみ吉神社境内よしじんしやけいだいにて祭禮さいらい角力まふもよほ催もよほされし時ときさ

きに記せる近江の國の住人にて志賀清林と云へる力量
勝れたる大力の人数多の力士と取組みしも之に勝つも
のなし清林神前に進みその注連繩を取り腰にまとひサ
ア此の繩に手を掛け得たるものを勝と定めしも誰一人
と注連繩に手をふれるものなし之れ横綱の始めなりと
傳はる。

一二、勸進角力の由來 (附名高き頭取)

本朝勸進の始めは人皇百一代稱光天皇御代應永二十

八年十月二十二日京都祇園御旅所に於て勸進田樂を
もよほされし折には高座をもうけ又は棧敷をかけ當時
將軍の御上覽などもありし事みえてあり此を形取社
寺建立の際は相撲人を集め勸進相撲と名附觀覽料を
取つてそれを社寺建立の資用にあてたるものなりと
其後勸進相撲として明らかなるは正保二年酉六月山
城國愛宕郡田中村(後京都市田中町二變更)干菜山光
福寺境内に鎮座せる鎮守八幡宮の修繕費を得る爲め時
の住職正慶和尚の企てにより勸進角力を催した

るに始まる今も此境内の周囲にある玉垣は其勸進角力
に集金せる餘分にて築かれたる記念物なりと(干菜山
は文祿二年春秀吉公東川原に鷹狩の御遊びありし時門
前につるしありし干菜を御所望により献上せり依て後
秀吉公より干菜山の號を賜はりたる由緒ある寺なり)
其後江戸に於ける勸進角力の始めは上野東叡山寛永寺
を建立せし際境内地かための爲め相撲を舉行して勸進
角力と云へり猶引續き同年三月十日より明石志賀之助
仁王仁太夫が大關となりて四ツ谷壺町八幡宮境内に於

て角力せり。

元祿五年大阪の袋屋伊右衛門と云へる人南堀江高麗橋
筋に於て角力せしは之れ大阪に於ける勸進角力の始め
なり。

古代よりこの勸進角力に對し熱心に盡力を拂ひたる力
士としては

第一に江戸に於ては正徳年間には旗本出身者にて玉
垣額之助と云へる名高き頭取あり。

第二に上總國出身なる頭取高砂浦五郎は文久年間より

明治の代に至るまで斯道に盡力せり此頃まで江戸に於ける十兩取以下の力士に對しては無給金なりしが氏の苦心の結果相當額を給するに至れり。

第三に紀州出身者にして名高き兼川新左衛門。

第四に筑前出身の雷權太夫は特に名高き横綱なり。

第五に土佐の國出身にて友綱貞太郎も亦斯道に盡されたる其功勞少なしとせず。

第六に水戸の藩士なる常陸山後に出羽の海谷右衛門は近代に於て最も名聲を博し三府の力士中何れも其人格

の高きと力量の偉大なるに敬服せざるものなき程の頭取なりしが大正十一年七月年四十九歳を以て逝去せるは斯界の爲め惜しき極なり。(其遺骸は常陸國水戸に葬らる)

第七に太刀山は越中國婦負郡の出身にて幼少より天與の力量をそなへ遂に板垣伯の知る處となり同縣知事の紹介により直ちに東京に呼ばれ友綱貞太郎の門人として付出二段目より取進みて横綱となり永年勤續して優秀の成績をあげたりしに大正九年年四十七歳にして隠退せしは惜しむべし。

第八に越中國中新川郡水橋町の出身なる梅の谷は幼時より偉大の體格を具へ時の取締役雷權太夫に呼ばれて斯界の人となり累進して遂に横綱となるに至る後更に取締役を繼承して雷權太夫を名のり今に至るまで相撲道の隆盛を謀り居れり。

第九に九州出身者にて前名國岩後に入間川梶之助は今の雷權太夫と相提携して取締となり斯道に盡瘁して斯界に光輝を放ち居れり次に京都に於ては天保年間の頭取として近江國安土の藩士鋳形岩右衛門次に京都出

身者なる鯨波虎吉次に同じく兜瀉岩右衛門は何れも名高き頭取なり次に

華の峯善吉の略歴

人皇百二十一代孝明天皇の文政年間越中の國に生る幼少の頃兩親に連れられて上京し下京區不動堂町に住せり幼きより並優れて力強かりければ都の評判となり時の頭取駒風の知る所となり直に招かれて同部屋へ入門して駒嵐と名のりたり大力無双の善吉なれば數年ならずして其名天下に顯はれ遂に華頂の宮殿下より華

の峯善吉みねぜんきちとの名を賜たまはる又西園寺公さいえんじこうのお抱かかへとなり夫それより丹後たんごの國宮津くにみやづの城主本城元則公じやうしゆほんじやうもとのりこうより十人にんぶちを賜たまはる維新いしんの際會津征伐さいあひづせいばつには錦にしきの御旗みはたを捧持ほうじして西園寺公さいえんじこうに隨したがひ越後えちごの國長岡くにながをがに向むかへり此この戰たかひに於おいて大なる働はたらきをなし猶引續なほひきつき會津城あひづじやうの合戰かつせんに於おいては官軍くわんぐんも將まさに錦にしきの御旗みはたを敵てきに奪うばはれんとせしが善吉ぜんきちは其御旗そのみはたを己おのが胴體どうたいに卷まき附つけ敵陣てきじんを切り抜ぬけて逃のがれ出いで一夜畑中やはたなかに身みを隠かくし翌日よくじつ辛からうじて西園寺公さいえんじこうに對面たいめんし其御旗そのみはたの無ぶ事じなりしを報はうじたれば非常ひじやうの喜よろこびを以もつて迎むかへらる其後そのご

會津城あひづじやうも陷落かんらくしければ一同芽出度都ごうめでたくみやこへ歸かへる事こととなりたり。
後に別紙目錄べつしもくろくの通り祇園神社ぎえんじんじやきたばやし北林きたばやしを京都大相撲興行地きやうとのおほすまふこうぎやうちとして力士りきし一同ごうへ御下賜相成ごかしあひなりたり其後そのごも天皇てんのうの八幡宮まんぐう及び加茂神社かもしんじやへ行幸ぎやうかうの節せつには必かならず御供役ごともやくを仰付おほせつけられたり斯かる光榮くわうえいに浴よくせし名力士めいりきしなりしが遂つひに七十一歳さひを一期ごとして此世このよを去されり。(京都東大谷の墓地に葬らる)
之これより先華さきはなの峯みねは飛驒ひだの國吉城郡古川町くによしきぐんふるかはちやうしゆつしやう出生ひがしはらの東原とうげん清一郎せいらいちやうを養子やうしとして迎むかへたり後改名緋威清一郎のちかひめいひおごしせいらいちやうは親おやに

劣らぬ強力にて明治の代に至り東京方にては西の海小
錦大阪方にては猫又八陣の各力士と互角の取組をなし
たる力士として諸國に名を轟かし後親の名を繼承して
華の峯清一郎と名乗り今猶存命中次に
京都出身者橋本重廣後に草風彌三左衛門は斯界の爲
め盡されたる効績又尠からず當時東京より大碇紋太郎
來りて横綱を張り一時隆盛を極めしは人の能く知る所
なりしが大正六年九月齡六十歳にして故人となりし
は惜むべし次に京都出身者にて前名は竹内藤吉後の

草風瀧五郎は前記頭取の後繼者として今猶相撲道のた
め盡力し居れり次に
大阪に於て名高きは第一に寛政年間に猪名川次郎吉第
二に天保年間に阿波の國出身なる小野川信藏第三に藤
島和一第四に明治に至り紀州出身にての朝日山四郎右
衛門は頭取として彼れが門下より一代の間に若島權四
郎大木戸大五郎大錦大五郎の三横綱を養成せし程の名
高き取締なりしが大正の始めに此世を去れり
第五に朝日山の門人として名高き行司木村政直改名木

村越後は尾張國枇杷島の出身にして幼より相撲を好み十二歳より行司となり三府より田舎相撲に至るまで斯道に貢献したる功績顯著にして空前絶後の名士と稱せらる大正十一年六月年齢五十九歳にして死去せり。第六に高田川一榮岩友大太郎藤島初太郎の三取締は何れも前頭取の後継者として斯界の爲め活動せらる。勸進相撲に付始めは正保二年酉六月京都干菜山光福寺とありしが其前後陽成天皇御代文祿五年太閤秀吉公全勢の時代に雷稻妻大嵐辻風などと云ふ相撲上方より

下りて豊後府内にて勸進相撲致したることも判然せり

一三、強力白眞弓肥太右衛門の傳

此の白眞弓は天保四年飛驒の國大野郡白川郷木谷村與兵衛の次男にて幼名を勇吉といへり幼きより人に勝れし強力ものにて十三四歳の頃より親の家業を見習ひて木挽をなし居たり當時山間にて板を引き割り夕方歸宅の折には五六十貫の板を背負ひて歸るを常とせりかゝれば村人此勇吉に驚かざるものなく近在の評判者とな

り居れり其内同國高山町大坂屋七右衛門と云へる醬
油業を營める富豪家に奉公する事となれり當主人のい
ひけるに其方は體格偉大力も亦強ければ奥右衛門と名
を改め呉れんとのこと平日は五斗俵三四俵も背負ひ猶
他人より賞め言葉もあれば五六俵も負ひ歩き居たり或
時同國宮村の祭事に主人の供をして親類へ行きしに此
地方にも又久々野村に庄助と云へる強力者ありて此祭
事に出で來れり宮村の人々之を幸に双方の力比べを
見んものと直ちに廻り一尺五寸長さ八尺の丸太木を持

ち來り(俗に熊の棒ねづり)の力くらべせしに勝負定ま
らざる内に其丸太木は粉なみじんをに折りくたけたり勿
論この庄助なるものは大牛を背負つて人々を驚かせ
し程の強力ものなりしと其日は村人一同集まりて酒肴
を調へこの兩強力に對し慰勞の宴を張れりと云ふ翌
日主人と共に高山に歸りしにこの事國中の大評判とな
れり嘉永五年齡二十歳の時城内の御家老野瀬利一郎敏
明殿の周旋にて江戸の大相撲浦風林右衛門の門人とな
り白眞弓肥太右衛門と名のりて一ヶ年間の稽古中早や

幕内力士と互角に取組することとなり翌年二月の本場
所には幕の内へ付き出して相撲せしに未だ年若の身な
れば五分く〜に取りつとめ其の次の場所には張出し太
字で東の方とあらはれたり強力無双の肥太右衛門な
れば次場所より勝星多きため次の番付には幕内最後よ
り二枚目に昇進し安政五年には年二十六歳にて丸龜城
主京極侯の御抱へとなり翌六年の春場所より白眞弓改
め讃州駒ヶ岳峯五郎となりて前頭筆頭に進み其次場所
には舊名白眞弓に戻り文久二年に始めて渡來せる米人

横濱に上陸の際日の本の力士の力を紹介せんため時の
役人白眞弓肥太右衛門を呼出し米人の前にて五斗俵拾
貳俵を(さし繪の如く)背負ひて歩みければ米人も大い
に驚きて曰ふ様此の力士は如何程の力あるものにや我
等三人一時に取組せんと取りかゝりしに肥太右衛門は
一人を小脇に抱へ一人を足下に踏み付け一人を高く差
し上げて甚しくも彼等を驚嘆せしめたり米人曰く斯
る強力者となるには如何なる方法によりてなりしもの
かと肥太右衛門曰く日本人は美食を喰ひ又美酒を飲む

が故なりと云へり。

此名力士は後に浦風林右衛門の後繼者となりて數多の門人もありしに脚氣病にかゝり年六十三歳にて死亡せり郷里高山に於ては有志者相謀り高山城下國分寺境内に建碑し其名を後世に残せりと。

一四、名高き田舎相撲

一、式内羽咋神社の相撲

本社祭神は人皇第十一代垂仁天皇の皇子石衝別命に

おはします御母は山城の大國の淵の女にして弟菟羽田刀辨と申す皇子容貌魁偉にして御志沈毅にましましき御年長じ給ふに及びて仁惠の御心いと深くまた膂力ことに強くおはしまし、かば父の御門勅して羽咋の國を治めしめ給へりこゝに勅のまに、降りまして服せぬものどもを誅罰し給ひ又從ひ奉れる者をばなため許して國內悉く平定し給ひければ田畠日に開け人民月に繁殖して大御惠の尊く辱きを知らぬものなきに至れりかつて此國を知食す事九十三年御年百十

八歳さいにて八月二十五日ぐわつ にちかみさ神遊かみりまししかば國內こくないの民たみさな
がら父母ふぼを失うしなへるが如ごとく泣なき慕したひ悲かなしみけりされば何時いつ
までもさてあるべくもあらねば御供おとも仕奉つかへりし人々相あひ
謀はかり美うつくしき地ちを選えらびて御墓みはかを築きづき御おんなきがらを納をさめ
奉たてまつらんとて石槨せきくわくを氣多浦きたうらより眞砂まさがを唐戸山からとやまより運はこび
けるに數多あまたの人民じんみん此所こゝ彼處かしこより集つぎひ來きたりて共に持もち運はこ
びければ程ほどなく事成ことなりにけり是即これすなはち今いまの羽咋はぐひじんしやほんでん神社じん本殿ほんでんの
建たち給たまふ御地おんちなりとぞ唐戸山からとやまはこの社やしろを距さること南方なんぼう
約五六町やく ちやうにありかつて眞砂まさがを採掘さいくつせる所ところは凹陷おうかんして古いにしへ

より少すこしも墳壞てんくわいせず周圍しうわい十五町餘ちやうよしやうじゆお松樹しょうじゆ生しげひ茂しげりて自然しぜん
の勝地しょうちたり此處このところに其神靈そのしんれいを慰なぐさせんが爲ためめ毎年まいねん九月二十
五日にちを期きし北陸七州ほくりく しちしうの力士りきしを募つのりて相撲會すまふ会を舉行きやうかうす。
この日は命みことのかくれ給たまひし日ひなれば萬一まん降雨かうらうのため
翌日よくじつに延期えんきするもなほ二十五日にちと呼よべり
この神事じんじには常つねに取締役とりしまりやく二名あひを置おき之これを氏子うじこ中ちゆうより選せん
出しゆつして任期にんきを三年ねんと定めらるこの日ひ力士場りきしばに集あつまるや昔むかし
は之これを二方はうに別わかつことなく單たんに一團だんとしてそのうちよ
り甲退かふしりぞけば乙進おつすみ八人にんを仆たはす者ものを大關おほせきとなせり後のち二方はう

に分ち一方を上山と唱へ一方を下山と唱ふ猶普通に東
西といふが如し二方に親方三名を選びて親方より行司
を七州にもとむ即ち相撲に老いたる者二名を抜き神主
の抽籤を乞ふ神主乃ち其一員を取る取らるゝ者無上
の光榮となす翌二十五日行司古代の制服を着け親方と
共に神社に詣つれば神主團扇を授け行司をして神に誓
はしむ行司神前に跪坐していふ「公正不偏を以て場に
のぞむべし若しこの誓に相違せば神明直に譴を加へら
るゝも悔いすと」此の日力士來り集るもの四五百名を

數ふ加賀越中の諸州より來るものは上山に屬し能登佐
渡の諸州より來るものは下山を占む來り觀る者五萬さ
すがに廣き場所も寸地を剩さず土俵は中央の凹地に設
けらる會は己の刻を以て始まる場に上る者皆軀幹偉大
にして敵手を定めず二角して勝敗を決す勝敗相等しけ
れば三角して決し新たに上るもの必らず其勝者と角し
累々轉進終に幾百番を數ふ勝敗決するに及び喝采百雷
の一時に落つるか如く喚聲ために天を動かす往古より
八士に連勝せざれば大關となすことなく今も尙原則と

して規定しをれり翌二十六日黎明に至りて終るこの時
大關を愛顧するもの集りて一團となりて大關を昇上げ
手を以て之を支へ直ちに神社に詣る此時神主等をはじ
め氏子惣代相撲取締等は拜殿に上り座次を正し威儀を
繕ふ行司先づ勝敗の様を報じ取締之を詮衡して誤な
きを認取せば神主之を神に奏白し勝者を大關人名簿に
記録して決判を加へ尋て神主は奏告の式を修め了り相
撲原由書を朗讀し土杯を擧げて神酒を大關に屬し献酒
一過して後賞證由來書各一通白絹幣帛一本及提灯

一張に先の土杯を併せて之を行司に附し行司之を大關
に與へ朗音を續けて曰く謂れ深き羽咋の神事相撲大關
に協ふ何某に授與するものなりとこの相撲は人皇十一
代より千八百有餘年間未だ一度も廢せしことなく連綿
として今日に至りしは本邦稀に見る神事相撲と謂ふべ
きなり。

二、越中國魚津町神明神社の相撲

該相撲は毎年八月二十七日神社境内に於て舉行せらる
此日は北國七箇國よりの名力士集まり來り前頭相撲よ

り始まり次に九番勝の相撲に進み最後には優秀の力士
十名を選抜して東西に分ち二番勝負にて引續き五人を
倒したるものには褒美として正米二石を授與する事に
定めらる。

三、陸中國盛岡に於ける一種の相撲のおきて

人皇八十二代後鳥羽天皇の文治年間に出羽の國南部藩
士長瀬善太郎といへる者にて力量優れたる相撲達人あ
りき故實に明かにして同藩士相撲の司を勤め居たり時
の關白左大臣兼番のお耳に達し都に召されて相撲を御

覽ぜらる其際吉田追風を召し長瀬の相撲式に叶へるや
否やの御尋ねありしに總て古實に叶へるのみならず追
風も將來参考とすべき非凡の技倆ありと感じられたり
關白公も御満足に思召され長瀬氏は越後の守と名を賜
はり多數引出物を拜領して面目を施こせり其後兩力士
何れも肥後國熊本城をたどりしに吉田追風氏は熊本城
に於て從五位下吉田豊後守としてとむ今に至るも本
朝相撲の司と相定まるの事實となれり長瀬越後の守は
仔細ありて故郷に歸り盛岡城に於て獨立なる相撲の式

を起したるは既に記せし通りなり角力士俵は四角四方の中へ十六俵の土俵を丸く築きしものを其の反對に十六俵の内四俵づゝ四角になし東西には龍虎を祭るは實際なるを土俵の空へしやちほこを祭り又力士取組の際は初日は東の方より呼上げるは實際なるを西方より呼び上げる事と變更したる事は今の世に至るも之れが盛岡城下の一の相撲おきてとなるに至れり。

四、伊勢國で名高きは甲山の草刈相撲とて例年引續き相撲行はるも其由緒詳ならず。

五、羽前國秋田市外に三吉大明神として祀れる社ありこは昔江戸の某横綱此所へ巡業の際大明神姿を變へて出で來り稽古角力として取組を横綱に懇願せり遂に大力無双の横綱を土俵の外へたゞき附け其儘姿は消え失せたりと其後は此地へ巡業の際は必らず三吉大明神へ參詣したる後相撲興行の事に定まれり。

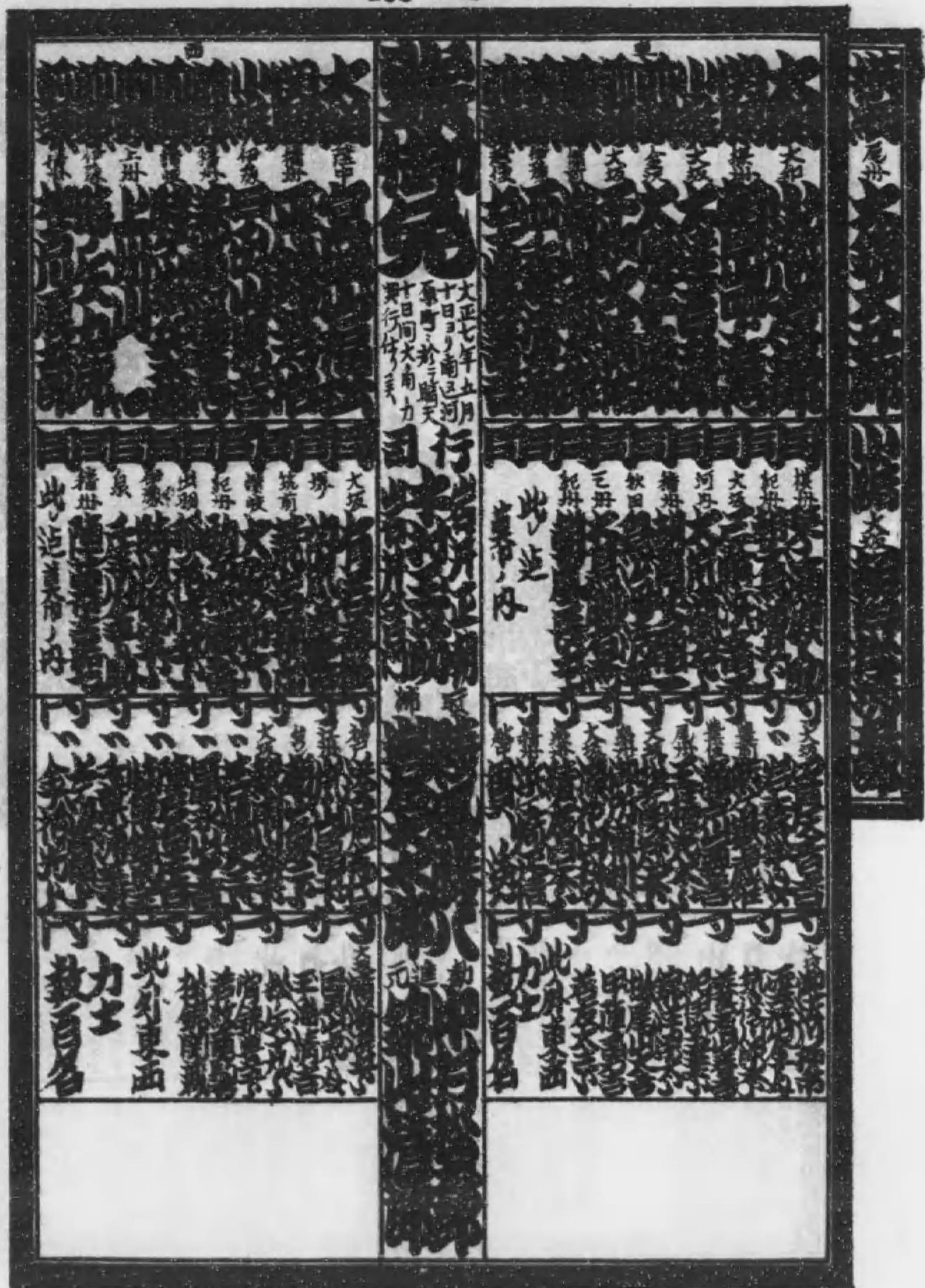
一五、北國の名物力持

徳川幕府の時加賀藩主前田公の江戸へ東上の際は其間

百餘里よの遠隔ゑんかくなるが上道路うへだうろの困難こんなんなるはいふまでもな
く親不知子不知おやしらすこしらすの難路なんろを越え信越しんえつの境さかいなる大谷おほたにぎり小
谷だにぎり峠たふげはいふもさら川中島かはなかじまを経て輕井澤かるゐざわに至り此處ここ
より世よに有名いうめいなる上り三里のほに下り三里りの峻けはしき碓氷峠うすゐたふげ
を越えざるべからず斯かる難路なんろを無事通過ぶじつうくわせん爲め領内りやうない
の百姓町人しやうちやうにんのうちより強力者がうりきしやを選び集め之は俗ぞくにお
てこといひて重量百貫目以上ちうりやう、くわんめいじやうを差し上ぐるの力量りきりやうを
有するものに限れり其東上の節は此力人先手役三十名このちからびとさきてやく
後役三十名都合六十名あとやく、めいづ、がふ、めい、ちからびとぎやうれつの力人行列を保護すること

なれり即其道路すなはちそのだうろの障害物しやうがいぶつとして大石大木たいせきたいぼくを遮り横は
るあれば直ちに之を除き親不知子不知おやしらすこしらすに於て大浪襲おほなみおそひ
來る時は六十名の者海へ飛び込み互に手と手とをつな
ぎ合ひて其行列の終るまで其場を動かす浪よけとなり
て任務を全うせしは他の藩主はんしゆに例なき事なりこの強力がうりき
なるおてこを見習ひ我も我もと強力者たらんどの努力ごりよく
が力持となりこの地方にては磐持ばんもちといひて各村到る所かくそんいた、ところ
に磐持場ばんもちばを設けて休日又は夜間若者集まり來りて大石
を持上げ其力を比べ冬期は室内に於て米俵こめたばを作り其多そのおほ

坂大



大正七年五月十日
大正十一年十一月二十五日發行

大正十一年十一月二十日印刷
大正十一年十一月二十五日發行

定價金貳圓

著作權
所有

發行所

京都市下京區木津屋橋通鳥丸西入
 著作兼 發行 者 貓又事 松 井 磯 次 郎
 京都市下京區木津屋橋通鳥丸西入
 發行 者 虎林事 關 直 次 郎
 京都市下京區木津屋橋通鳥丸西入
 發行 者 緋織事 東 原 清 一 郎
 京都市下京區東洞院五條北入深草町五八六
 印刷 者 吉 田 市 三
 京都市下京區木津屋橋通鳥丸西入
 松 井 磯 次 郎
 長電下四一六一番

199

終

